

第 41 号議案

神戸市市税条例等の一部を改正する条例の件

神戸市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 11 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第 1 条 神戸市市税条例(昭和25年 8 月条例第199号)の一部を次のように改正する。

目次中「第64条 3 の12」を「第64条の 3 の12」に改める。

第19条の 2 第 3 項中「当該乗じて得た金額」を「当該金額」に改める。

第30条第 9 項中「申告書記載事項」を「申告書記載事項が」に改める。

第34条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

第35条第 1 項中「同条第 4 項、第 5 項又は第 8 項」を「同条第 6 項又は第 9 項」に改め、同条第 5 項を削り、同条中第 3 項を第 5 項とし、同条第 6 項中「課する」を「課することができる」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項中「課する」を「課することができる」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

4 法第343条第 5 項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あ

らかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第35条の2第2項ただし書を削る。

第36条の3第1項中「又は法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2若しくは法附則第17条の3」を「、法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2、法附則第17条の3、法附則第61条又は法附則第62条」に改め、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

第44条中「必要な事項を、規則の定めるところにより、1月31日までに、市長」を「、法第383条の規定により申告すべき事項を1月31日までに市長」に改める。

第109条第5項中「第35条第4項」を「第35条第6項」に改める。

第178条第2項中「(第4項及び第5項を除く。)」を削る。

第178条の3中「若しくは法第702条の3又は法附則第15条から第15条の3まで」を「、法第702条の3、法附則第15条から第15条の3まで又は法附則第61条」に改める。

附則第19条の2の7第3項中「軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改める。

附則第20条中「当分の間、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の法人から移行した」を削る。

附則第23条の2第3項の表中「第11条の6の第1項」を「第11条の7第4項」に改める。

附則第24条第2項の表中「第5条の4第9項第1号」を「第5条の4第6項第1号」に改め、同条第3項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第25条第1項及び第2項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第27条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第74条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第3条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項第12号を次のように改める。

(12) 寡婦 次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいう。

ア 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(ア) 扶養親族を有すること。

(イ) 前年の合計所得金額が500万円以下であること。

(ウ) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

イ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、ア(イ)及び(ウ)に掲げる要件を満たすもの

第18条第1項第13号を次のように改める。

(13) ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

イ 前年の合計所得金額が500万円以下であること。

ウ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第20条の3第1項第5号ア中「第8項第1号アからウまで」を「第7項第1号アからウまで」に、「及び第8項」を「及び第7項」に改め、同号イ中「第8項第2号及び第3号」を「第7項第2号及び第3号」に改め、同項第6号中「第4項及び第9項」を「第3項及び第8項」に改め、同項第8号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(8の2) ひとり親である所得割の納税義務者 30万円

第20条の3第1項第11号中「第9項」を「第8項」に、「第5項」を「第4項」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第7項中「第4項」を「第3項」に改め、「及び第3項」を削り、「寡婦（寡夫）控除額と、第1項第9号」を「寡婦控除額と、同項第8号の2の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第9号」に、「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、同条第9項中「、第4項又は第5項」を「又は第4項」に改め、「第3項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、「第4項の規定」を「第3項の規定」に、「、第5項」を「、第4項」に、「親族（扶養親族を除く。）」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第18条第1項第11号ア又は第12号」を「第18条第1項第13号ア」に、「親族に」を「子に」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第18条第1項第13号」を「第18条第1項第14号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第11項を第10項とし、同条第12項中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第13項を第12項とする。

第22条第1項第1号アの表（ウ）の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「（（エ）に掲げる者を除く。）」を削り、同表（エ）の項中「第18条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号アに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。

第25条第1項各号列記以外の部分中「第20条の3第5項」を「第20条の3第4項」に改め、同項第5号中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第33条第1項第1号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第36条の3第1項中「法附則第61条又は法附則第62条」を「法附則第63条又は法附則第64条」に、同条第11項中「第62条」を「第64条」に改める。

第44条の3の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第44条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この

条及び第47条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) 前2号に掲げるもののほか、固定資産税の賦課徴収に関し市長が必要と認める事項

2 前項の規定により申告した現所有者は、当該年度に係る賦課期日において前項第1号に掲げる事項のうち住所又は氏名若しくは名称に変更があり、かつ、当該現所有者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き前項の土地又は家屋を所有している場合には、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、その旨を市長に申告しなければならない。

第47条第1項中「又は」を「若しくは」に、「よつて」を「より、又は現所有者が第44条の4第1項の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第60条第2項中「押印」を「署名し、又は記名押印」に改める。

第178条の3中「第61条」を「第63条」に改める。

附則第3条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項及び第3項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算し

た割合」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前2項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

附則第3条第4項中「前3項」を「第1項及び第2項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第4条第5項第1号中「第11号イ、第12号及び第13号」を「第12号ア（イ）、第13号イ及び第14号」に、「第3項及び第10項」を「及び第9項」に、「第18条第1項第13号」を「第18条第1項第14号」に改める。

附則第4条の2第5項第1号中「第11号イ、第12号及び第13号」を「第12号ア（イ）、第13号イ及び第14号」に、「第3項及び第10項」を「及び第9項」に、「第18条第1項第13号」を「第18条第1項第14号」に改める。

附則第27条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第28条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして市長が認めるもの（次項において「市払戻請求権放棄」という。）を同条第1項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に市放棄払戻請求権相当額の第23条の2第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなす。

2 前項に規定する市放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において市払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第23条の2第1項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が20万円を超える場合には、20万円）をいう。

第4条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項第4号ア中「第42条の12の6」を「第42条の12の5の2」に、「から13項まで」を「から第13項まで」に改め、同号イ中「第42条の12の6」を「第42条の12の5の2」に改め、同項第4号の3ア中「第68条の15の7」を「第68条の15の6の2」に改め、同号イ中「第68条の15の7」を「第68条の15の6の2」に改める。

第5条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第15条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第23条の2第1項の表中「第35条の2まで」を「第35条の3まで」に改め、「第35条の2」の次に「第35条の3」を加え、同条第3項の表中「第35条の2まで」を「第35条の3まで」に改め、「第35条の2」の次に「第35条の3」を加える。

第6条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第16条の3の2第1項中「という。）又は」を「という。),」に、「に基づき」を「又は同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約（以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき」に改め、同条第2項中「という。）又は」を「という。),」に、「)から」を「),」に、「又は非課税累積投資契約」を「, 非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「又は累積投資勘定」を「, 累積投資勘定, 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改める。

第7条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第74条第2項中「0.7」を「1」に改める。

第8条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第9条の5第1項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第1項, 第2項, 第4項又は第19項」を「法第321条の8第1項, 第2項又は第31項」に改め、同項第4号中「第321条の8第1項, 第2項,

第4項又は第19項」を「第321条の8第1項、第2項又は第31項」に改め、同項第5号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改め、同条第3項中「第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項」を「第321条の8第1項、第2項又は第31項」に、「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改める。

第13条の2第4項から第6項までを削り、同条第7項中「及び第4項」を削り、同項を同条第4項とする。

第18条第1項第3号ア中「この節」を「この項及び第30条」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同項第4号ア中「(法人税法第81条の19第1項(同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。)及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)」を削り、「第3項、第7項及び第11項から第14項」を「第2項、第6項及び第10項から第13項」に、「第3項、第6項及び第10項から第13項」を「第2項、第5項及び第9項から第12項」に改め、同項第4号の2から同項第4号の4までを削り、同項第4号の5ア中「オ」を「ウ」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同号イ中「)又は」を「)若しくは」に、「オ」を「ウに掲げる法人を除く。)又は法第321条の8第2項の規定により申告納付する法人(ウ」に改め、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額」を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同号ウ及びエを削り、同号オを同号ウとし、同号を同項第4号の2とする。

第19条第6項中「第321条の8第42項から第45項」を「第321条の8第52項から第68項」に改める。

第26条第9項中「第30条第9項」を「第30条第8項」に改める。

第29条第3項第2号中「又は同条第3項」及び「又は納付を」を削り、「これらの法人の同条第2項に規定する連結事業年度開始の日から6月」を「当該法人の法第321条の8第2項」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第4項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改め、同条第5項中「第3項第1号か

ら第3号まで」を「第3項第1号及び第2号」に改め、同条第8項を削る。

第29条の2第1項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第2項中「第321条の8第1項の規定によつて申告納付するものにあつては同項」を「第321条の8第1項」に改め、「、同条第4項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削り、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「又は連結法人税額」を削り、「課税標準の算定期間の月数」を「月数」に改める。

第30条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第7項及び第8項」を「第6項、第7項及び第9項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の9の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「第321条の8第43項」を「第321条の8第53項」に、「第9項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、同条第9項中「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第7項」を「第6項」に、「第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項」を「第75条の5第2項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第81条の24の3第1項」を削り、「同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。第17項において同じ。）」を「同条第3項」に、「同法第75条の4第1項」を「同条第1項」に改め、「又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同項を同条第9項とし、同条中第11項を第10項とし、第12項を

第11項とし、同条第13項中「第11項」を「第10項」に、「第10項前段」を「第9項前段」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第10項前段」を「第9項前段」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「第10項」を「第9項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第10項前段」を「第9項前段」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第10項後段」を「第9項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項」を「第75条の5第3項」に改め、「(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を削り、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第16項とする。

第30条の2中「、第4項又は第22項」を「又は第34項」に、「(同条第2項又は第4項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この節において同じ。)又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税の額について国の税務官署の更正を受けたこと)」及び「若しくは個別帰属法人税額」を削る。

第30条の3第1項中「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に、「、法人税に関する法律の規定によつて申告し」を「、法人税に関する法律の規定により申告し」に改め、「若しくは法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額(「確定個別帰属法人税額」という。以下この項から第3項までにおいて同じ。)」を削り、「若しくは予定申告に係る連結法人の法人税割額が同条」を「若しくは法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額が同条」に、「よつて確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額」を「より確定法人税額」に改め、同条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「又は確定個別帰属法人税額」を削り、同条第3項中「若しくは個別帰属法人税額」及び「若しくは確定個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条第4項中「第3項」を「前3項」に、「よつて」を「より」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「第321条の8第20項」を「第321条の8第32項」に、「よつて」を「より」に改め、「又は当該連結事業

年度分」を削る。

第30条の3の2第1項中「及び次条第1項」を削り、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に、「第30条の2」を「第30条の4」に改める。

第30条の3の3を削る。

第31条第1項中「よつて」を「より」に、「においては」を「には」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第2項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間（。以下この項及び次項において「算定期間」という。）」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「あん分」を「按分」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「算定期間の中途」を「法人税額の課税標準の算定期間の中途」に改め、同項第3号中「算定期間中」を「法人税額の課税標準の算定期間中」に改める。

附則第3条第2項中「及び第4項」を削る。

附則第3条の2第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則第7条中「附則第8条の2の2第7項又は第9項」を「附則第8条の2の2第4項」に、「同条第7項から第12項」を「同条第4項から第6項」に改める。

第9条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第20条の3第1項第11号中「年齢16歳以上の」を「次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

ア 所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者 年齢16歳以上の者

イ 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者 年齢16歳以上30歳未満の者及び年齢70歳以上の者並びに年齢30歳以上70歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

(ア) 留学により法の施行地に住所及び居所を有しなくなつた者

(イ) 障害者

(ウ) 本市の市民税の納税義務者から前年において生活費又は教育費に充

てるための支払を38万円以上受けている者

第10条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第19条第10項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 神戸市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年7月条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条のうち神戸市市税条例第19条の2第1項第2号の改正規定中「、寡夫又は単身児童扶養者」を「又はひとり親」に改める。

第25条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える改正規定を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第4条の規定 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第 号)の施行の日
- (4) 第5条の規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日
- (5) 第6条の規定 令和3年4月1日
- (6) 第7条の規定 令和3年10月1日
- (7) 第8条の規定 令和4年4月1日
- (8) 第9条の規定 令和6年1月1日
- (9) 第10条の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第 号)の施行の日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第3条の規定による改正後の神戸市市税条例（以下「3年1月新条例」という。）附則第3条及び附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の神戸市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、3年1月新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る3年1月新条例第25条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（神戸市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年 月条例第 号）第3条の規定による改正前の神戸市市税条例（以下この条において「旧条例」という。）第18条第1項第12号に規定する寡婦（旧条例第20条の3第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧条例第18条第1項第13号に規定する寡夫である第19条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 第9条による改正後の神戸市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の

法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 別段の定めがあるものを除き、第8条の規定による改正後の神戸市市税条例（以下「4年新条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日（以下「7号施行日」という。）以後に開始する事業年度（4年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が7号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- 3 別段の定めがあるものを除き、7号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が7号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び7号施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が7号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、第8条による改正前の神戸市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、なおその効力を有する。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第35条第3項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第35条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 3年1月新条例第44条の4の規定は、同条例の施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきで

あった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第8条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 3年1月新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の市民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置)

第9条 市民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(以下「入場料金等払戻請求権」という。)の行使を令和2年2月1日から地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を入場料金等払戻請求権の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、3年1月新条例附則第28条第1項及び第2項の規定を適用する。

理 由

令和2年度税制改正及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市市税条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(第1条による改正案)

目次

第1章 略

第2章 普通税

第1節、第2節 略

第3節 軽自動車税

第1款 略

第2款 環境性能割 (第64条の3の3—
第64条3の12)

第3款 略

第4節、第5節 略

第3章 略

附則 略

(個人の市民税の非課税の範囲)

第19条の2 略

2 略

3 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額 (その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に21万円を加算した金額) 以下である者に対しては、均等割を課さない。

(法人の市民税の申告納付)

第30条 略

2～8 略

9 第7項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。) に備

第64条の3の12

当該金額

申告書記載事項が

えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

10～17 略

(市民税の減免申請等)

第34条 略

2 略

3 前条の規定によつて市民税の減免を受けようとする法人は、第30条の規定による申告期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に事由を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1)～(5) 略

(固定資産税の納税義務者等)

第35条 固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産を総称する。以下同じ。）に対し、その所在地において、所有者（法第343条第1項の所有者及び同条第4項、第5項又は第8項により所有者とみなされる者並びに第348条第2項ただし書の所有者をいう。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

2 略

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

同条第6項又は第9項

3 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

4 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である

3 略

4 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によつて使用する埋立地で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立てに関する工事に関して使用されているものを除く。）については、当該埋立地をもつて土地と、当該埋立地を使用する者をもつて当該埋立地に係る第1項の所有者とみなして固定資産税を課する。

5 償却資産に係る売買があつた場合において売主が当該償却資産の所有権を留保しているときは、固定資産税の賦課徴収については、当該償却資産は、売主及び買主の共有物とみなす。

6 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他総務省令で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5

6

課すること
とができる

7

課すること

(固定資産税の非課税の範囲等)

第35条の2 略

2 法第348条第2項本文、第4項から第8項まで若しくは第9項本文又は法附則第14条の規定の適用を受ける固定資産に対しては、固定資産税を課さない。ただし、法第348条第2項ただし書に規定する場合においては、当該固定資産の所有者に対し、固定資産税を課する。

3 略

(固定資産税の課税標準の特例)

第36条の3 法第349条の3から第349条の3の4まで又は法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2若しくは法附則第17条の3の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前2条の規定にかかわらず、法第349条の3から第349条の3の4まで又は法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2若しくは法附則第17条の3に定める額とする。

2～10 略

(固定資産の申告)

第44条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者(法第389条第1項の規定によつて県知事又は総務大臣が評価すべき償却資産の所有者を除く。)は、毎年1月1日現在における当該償却資産について必要な事項を、規則の定めるところにより、1月31日までに、市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の納税義務者等)

第109条 略

ができる

、法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2、法附則第17条の3、法附則第61条又は法附則第62条

法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2、法附則第17条の3、法附則第61条又は法附則第62条

11 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

、法第383条の規定により申告すべき事項を1月31日までに市長

2～4 略

5 第35条第4項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地を使用する者」とあるのは「当該埋立地の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第109条第1項の土地の所有者等」と読み替えるものとする。

(都市計画税の課税客体等)

第178条 略

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第30項、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第35条（第4項及び第5項を除く。）において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

(都市計画税の課税標準の特例)

第178条の3 法第349条の3第27項から第29項まで若しくは法第702条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地又は家屋に対して課する都市計画税の課税標準は、第178条第1項の規定にかかわらず、法第349条の3第27項から第29項まで若しくは法第702条の3又は法附則第15条から第15条の3までに定める額とする。

附 則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条の2の7 略

第35条第6項

、法第702条の3、法附則第15条から第15条の3まで又は法附則第61条

、法第702条の3、法附則第15条から第15条の3まで又は法附則第61条

2 略

3 次に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1), (2) 略

4 略

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る市税の特例）

第20条 当分の間、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の法人から移行した法附則第41条各項に規定する法人に係る市税については、同条の規定の例による。

（東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第23条の2 略

2 略

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の7第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりそ

法第446条第1項第3

号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）

の居住の用に供することができなくなつた市民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。

略	略	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） <u>第11条の6の第1項</u> の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5第7項第1号
	略	略
	略	略
略	略	略

4, 5 略

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第24条 略

		<u>第11条の7第4項</u>

2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第9項までの規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2第7項は適用しない。

附則第4条の5に規定する法附則第5条の4第9項第1号	略	略
	略	略
	略	略
	略	略
	略	略
略	略	略

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成33年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2第5項中「10分の4」とあるのは「100分の5.6」と、「7

第5条の4第6項第1号		

令和3年

万8,000円」とあるのは「10万9,200円」とする。

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例)

第25条 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受けたもの(以下この項において「被災住宅用地」という。)の所有者(当該被災住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市長が認める土地の取得(共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。)を行つた場合における当該取得が行われた土地で新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該取得が行われた土地のうち被災住宅用地に相当する土地として政令で定めるものを住宅用地とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、法第349条の3の2第2項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第56条第10項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とし、同項各号の規定は、適用しない。

2 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者(当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政

令和3年

令で定める者が、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成23年3月11日以後において2回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の1月1日（当該家屋が取得され、又は改築された日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から4年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（第37条の2から第37条の6の2までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額（同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。）のそれぞれ2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後2年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額の

それぞれ 3 分の 1 に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

3, 4 略

(東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴う個人の市民税の税率の特例)

第27条 平成26年度から平成35年度までの各年度の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第21条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

令和5年度

(参考 2)

神戸市市税条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(第2条による改正前)

(たばこ税の課税標準)

第74条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。____

略	略
---	---

3～9 略

(第2条による改正案)

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

(第3条による改正前)

(市民税に関する用語の意義)

第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(11) 略

(12) 寡婦 次に掲げる者をいう。

ア 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令に規定するものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令に規定するものを有するもの

イ アに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令に規定するものうち、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの

(13) 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令に規定するものうち、その者と生計を一にする親族で政令に規定するものを有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるものをいう。

(第3条による改正案)

(12) 寡婦 次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいう。

ア 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(ア) 扶養親族を有すること。

(イ) 前年の合計所得金額が500万円以下であること。

(ウ) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

イ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるものうち、ア(イ)及び(ウ)に掲げる要件を満たすもの

(13) ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるものうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

イ 前年の合計所得金額が500万円以下であること。

ウ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定め

(14), (15) 略

2～4 略

(所得控除)

第20条の3 所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 前年中にアに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、イに規定する介護医療保険料又はウに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料を支払った所得割の納税義務者 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める金額の合計額（当該合計額が7万円を超える場合には、7万円）

ア 新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（第8項第1号アからウまでに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金、共済金その他の給付金（以下この号及び第8項において「保険金等」という。）を支払うことを約する部分（ウにおいて「生存死亡部分」という。）に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、イに規定する介護医療保険料及びウに規定する新個人年金保険料を除く。以下ア及びイにおいて「新生命保険料」という。）又は旧生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（ウに規定する旧個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下アにおいて「旧生命保険料」と

るものがないこと。

第7項第1号アからウまで

及び第7項

いう。)を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)～(ウ) 略

イ 介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金(病院又は診療所に入院して第2号に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由(第8項第2号及び第3号において「医療費等支払事由」という。))に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下イにおいて「介護医療保険料」という。)を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)～(エ) 略

ウ 略

(5の2)、(5の3) 略

(6) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者 各障害者につき26万円(その者が特別障害者(障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。第4項及び第9項並びに第22条において同じ。))である場合には、30万円)

(7) 略

(8) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者 26万円

(9)～(10の2) 略

(11) 控除対象扶養親族(扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいう。以下この款及び第33条

第7項第2号及び第3号

第3項及び第8項

(8の2) ひとり親である所得割の納税義務者 30万円

において同じ。)を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき33万円(その者が特定扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう。第9項及び第22条において同じ。))である場合には45万円、その者が老人扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。第5項及び第9項並びに第22条において同じ。)である場合には38万円)

2 略

3 所得割の納税義務者が、第18条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号アに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるものである場合には、当該納税義務者に係る第1項第8号の金額は、30万円とする。

4～6 略

7 第1項第1号の規定により控除すべき金額を雑損控除額と、同項第2号の規定により控除すべき金額を医療費控除額と、同項第3号の規定により控除すべき金額を社会保険料控除額と、同項第4号の規定により控除すべき金額を小規模企業共済等掛金控除額と、同項第5号の規定により控除すべき金額を生命保険料控除額と、同項第5号の3の規定により控除すべき金額を地震保険料控除額と、同項第6号及び第4項の規定により控除すべき金額を障害者控除額と、第1項第8号及び第3項の規定により控除すべき金額を寡婦(寡夫)控除額と、第1項第9号の規定により控除すべき金額を勤労学生控除額と、同項第10号の規定により控除すべき金額を配偶者控除額と、同項第10号の2の規定により控除すべき金額を配偶者特別控除額と、同項第

第8

項

第4項 第8項

3～5

6

第3項

寡婦控除額と、同項第8号の2の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第9号

11号及び第5項の規定により控除すべき金額を扶養控除額と、第2項の規定により控除すべき金額を基礎控除額という。

8 略

9 第1項、第3項、第4項又は第5項の場合において、特別障害者若しくはその他の障害者、第3項の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦、寡夫若しくは勤労学生であるかどうか又は所得割の納税義務者の第4項の規定に該当する同一生計配偶者、老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者若しくは第1項第10号の2に規定する生計を一にする配偶者若しくは特定扶養親族、第4項の規定に該当する扶養親族、第5項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族であるかどうかの判定は、前年の12月31日（前年の中途においてその者が死亡した場合には、その死亡の時）の現況によるものとする。ただし、その所得割の納税義務者の親族（扶養親族を除く。）が同日前に既に死亡している場合には、その親族がその所得割の納税義務者の第18条第1項第11号ア又は第12号に規定する政令で定める親族に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況によるものとする。

10 所得税法第2条第1項第32号の規定は、第1項第9号及び第22条の勤労学生の意義について準用する。この場合において、同法第2条第1項第32号中「合計所得金額が」とあるのは「当該年度の初日の属する年の前年（以下この号において「前年」という。）の合計所得金額（条例第18条第1項第13号に規定する合計所得金額

第4項

7

8

又は第4項

ひとり親

第3項の規定

第3項の規定

, 第4項

子

当該子

第18条第1項第13

号ア

子に

9

第18条第1項第14号

をいう。以下この号において同じ。)が」と、
「かつ、」とあるのは「かつ、前年の」と読み替えるものとする。

11 略

12 第1項及び第2項の規定による控除に当たつては、まず雑損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除するものとする。

13 略

(調整控除)

第22条 所得割の納税義務者については、その者の前条第2項の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

- (1) 当該納税義務者の前条第3項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の4に相当する金額
ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

略	略
(ウ) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者	1万円

10

11

寡婦控除額、ひとり親控

除額

12

<u>ひとり親</u>	
<u>で政令で定めるもの</u>	

<u>(エ) に掲げる者を除く。)</u>	
(エ) <u>第18条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号アに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である所得割の納税義務者</u>	5万円
略	略

<u>ひとり親で政令で定めるもの</u>	

イ 略

(2) 略

(個人の市民税の申告等)

第25条 第19条第1項第1号又は第3項に掲げる者は、3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第26条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶

者に係るものを除く。)若しくは第20条の3第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第20条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。)並びに前年中における合計所得金額(青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額(所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。)又は事業専従者控除額控除前の合計所得金額)が第19条の2第3項に規定する金額以下の者については、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額の控除に関する事項

寡婦控除額、ひとり親控除額

(6)～(8) 略

2～8 略

(市民税の減免)

第33条 第19条第1項第1号又は第3項の者で次の各号のいずれかに該当し、市長において必要があると認めるものに対して課する市民税については、それぞれ当該各号に定める額を減免する。この場合において、2以上の減免事由がある者については、当該各号のうち、減免割合の最も大きいものにのみ該当するものとして当該

規定を適用する。

(1) 賦課期日現在において障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に規定する被爆者で前年の合計所得金額が第19条の2第1項第2号に規定する額に10万円を加算した額に相当する金額（控除対象配偶者を有する者にあつてはその者の第20条の3第1項第10号に規定する控除額を、控除対象扶養親族を有する者にあつてはその者の同項第11号に規定する控除額を、年齢16歳未満の扶養親族（以下この条において「16歳未満扶養親族」という。）を有する者にあつては各16歳未満扶養親族につき33万円を、同居特別障害者を有する者にあつては各同居特別障害者につき23万円を、当該相当する金額にそれぞれ加算した額）以下のもの 均等割額の10分の5相当額及び所得割額の10分の5相当額

(2), (3) 略

2～4 略

（固定資産税の課税標準の特例）

第36条の3 法第349条の3から第349条の3の4まで、法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2，法附則第17条の3，法附則第61条又は法附則第62条の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前2条の規定にかかわらず、法第349条の3から第349条の3の4まで、法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2，法附則第17条の3，法附則第61条又は法附則第62条に定める額とする。

2～10 略

ひとり親

法附則第63

条又は法附則第64条

法附則第63条又は法附則第64条

11 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第47条 固定資産の所有者が第44条又は第44条の2の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対して10万円以下の過料を科する

第64条

(現所有者の申告)

第44条の4 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第47条において同じ。)は、現所有者であることを知つた日の翌日から3月を経過した日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) 前2号に掲げるもののほか、固定資産税の賦課徴収に関し市長が必要と認める事項

2 前項の規定により申告した現所有者は、当該年度に係る賦課期日において前項第1号に掲げる事項のうち住所又は氏名若しくは名称に変更があり、かつ、当該現所有者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き前項の土地又は家屋を所有している場合には、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、その旨を市長に申告しなければならない。

若しくは

より、又は現所有者が第44条の4第

1項の規定により

には

ことができる。

2, 3 略

(審査申出書の提出)

第60条 略

2 審査申出書は、審査申出人（法第432条第1項本文の規定に基づき審査の申出を行うものをいう。以下同じ。）（審査申出人が法人その他の社団又は財団である場合にあっては代表者又は管理人、審査申出人が総代を互選した場合にあっては総代、審査申出人が代理人によつて審査の申出を行う場合にあっては代理人）が押印しなければならない。

3～5 略

(都市計画税の課税標準の特例)

第178条の3 法第349条の3第27項から第29項まで、法第702条の3、法附則第15条から第15条の3まで又は法附則第61条の規定の適用を受ける土地又は家屋に対して課する都市計画税の課税標準は、第178条第1項の規定にかかわらず、法第349条の3第27項から第29項まで、法第702条の3、法附則第15条から第15条の3まで又は法附則第61条に定める額とする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」とい

署名

し、又は記名押印

第63条

第63条

延滞金特例基準割合（平均貸付割合（
に規定する平均貸付割合をいう。

次項において同じ。）

この項及び第3項において同じ

う。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第13条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

3 当分の間、法第15条の9第1項、第3項及び第4項に規定する延滞金（以下この項において「徴収の猶予等をした市税に係る延滞金」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間であつて特例基準割合適用年に含まれる期間（以下この項において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間に対応する徴収の猶予等をした市税に係る延滞金についてのこれらの規定の適用については、法第15条の9第1項中「期間（延滞金が年14.6パーセントの割合により計算される期間に限る。）」とあるのは「期間」と、「の2分の1」とあるのは「のうち当該延滞金の割合が特例基準割合（附則第3条第1項に規定する特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞金の額（第3項及び第4項において「特例延滞金額」という。）を超える部分の金

その年 延滞金特例基準割合に

延滞金特例基準割合に

各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合

3 前2項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前2項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

額」と、同条第3項及び第4項中「期間（延滞金が年14.6パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、）」とあるのは「期間（と、「の2分の1」とあるのは「のうち特例延滞金額を超える部分の金額」とする。

- 4 前3項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第3条の2 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第13条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第13条の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその

第1項及び第2項

加算した割合

申告基準日の到来する市民税に係る第13条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 略

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第4条 略

2～4 略

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条第1項（第7号から第9号まで、第11号イ、第12号及び第13号に係る部分に限る。）、第19条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第3項、第20条の3第1項（第10号の2に係る部分に限る。）、第3項及び第10項並びに第22条の規定の適用については、第18条第1項第13号中「の規定」とあるのは「並びに附則第4条第3項の規定」と、「同条第1項」とあるのは「第20条第1項」とする。

(2), (3) 略

6, 7 略

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第4条の2 略

第

12号ア（イ）、第13号イ及び第14号

及び第9

項

第18条第1項第14号

において市払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第23条の2第1項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が20万円を超える場合には、20万円）をいう。

(参考 4)

神戸市市税条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(第4条による改正前)

(市民税に関する用語の意義)

第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

ア 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額(法人税法第81条の19第1項(同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。)及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)で、法人税法第68条(租税特別措置法第3条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第69条(租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第69条の2(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10(第1項、第

(第4条による改正案)

3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第66条の7(第3項、第7項及び第11項から第14項までを除く。)及び第66条の9の3(第3項、第6項及び第10項から13項までを除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

イ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第144条(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項、第41条の12の2第7項及び第41条の22第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において準用する法人税法第68条(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第144条の2及び第144条の2の2(租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4

第42条の12の5の2

から第13

項まで

項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに租税特別措置法第42条の4,第42条の10(第1項,第3項,第4項及び第7項を除く。),第42条の11(第1項,第3項から第5項まで及び第8項を除く。),第42条の11の2(第1項,第3項,第4項及び第7項を除く。),第42条の11の3(第1項,第3項,第4項及び第7項を除く。),第42条の12,第42条の12の2,第42条の12の5及び第42条の12の6(第1項,第3項,第4項及び第7項を除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい,法人税に係る延滞税,利子税,過少申告加算税,無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

(7), (イ) 略

(4の2) 略

(4の3) 調整前個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ,それぞれ次に定める額をいう。

ア 連結法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。)の同法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額があるとき当該法人税の負担額として帰せられる金額に同項第2号から第5号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第68条の9,第68条の14から第68条の15の3まで,第68条の15の6,第68条の15の7,第68条の91(第10項から第13項までを除く。)及び第68条の93の3(第10項から第13項

第42条の12の5の2

第68条の15の6の2

までを除く。)の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額

イ 連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の減少額として帰せられる金額を同項第2号から第5号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第68条の9、第68条の14から第68条の15の3まで、第68条の15の6、第68条の15の7、第68条の91(第10項から第13項までを除く。)及び第68条の93の3(第10項から第13項までを除く。)の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

(4の4)～(15) 略

2～4 略

第68条の15の6の2

(参考 5)

神戸市市税条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(第5条による改正前)

附 則

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第23条の2 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に

(第5条による改正案)

第35条

の3

供されている土地等（震災特例法第11条の7第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法附則第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。

略	略	略
附則第15条の2第3項に規定する法附則第34条の2第6項	第35条の2まで、 第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、 第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2 _____、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）

	第35条の3まで	
		第35条の3

略	略	略
---	---	---

--	--	--

2 略

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の7第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条に規定する法附則第4条の規定，附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定，附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定，附則第15条に規定する法附則第34条の規定，附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定，附則第15条の3に規定する法第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。

略	略	略
附則第15条の2第3項に規定する法附則第34条の2第6項	第35条の2まで，第36条の2，第36条の5	第34条の3まで，第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。），第35条の2 _____，第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時

	第35条の3まで	，第35条の3

		特例に関する法律第 11条の7第4項の規 定により適用される 場合を含む。)
略	略	略

4, 5 略

(参考 6)

神戸市市税条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(第6条による改正前)

附 則

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第16条の3の2 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。)又は同項第4号に規定する非課税累積投資契約(以下この条において「非課税累積投資契約」という。)に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。)(その者が2以上の同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下この条において「非課税管理勘定」という。)又は同項第5号に規定する累積投資勘定(以下この条において「累積投資

(第6条による改正案)

という。)、

又は同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約(以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。)に基づき

という。)、

勘定」という。)からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく譲渡があつたものと、同条第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項の規定及び附則第16条の2に規定する法附則第35条の2第5項から第8項までの規定その他の市民税に関する規定を適用する。

), 同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定(以下この項において「特定累積投資勘定」という。)又は同条第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定(以下この項において「特定非課税管理勘定」という。)から

, 非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約

, 累積投資勘定, 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定

(参考 7)

神戸市市税条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(第7条による改正前)

(たばこ税の課税標準)

第74条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

略	略
---	---

3～9 略

(第7条による改正案)

1

1

(参考 8)

神戸市市税条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(第8条による改正前)

(修正申告等に係る市民税の徴収猶予)

第9条の5 市長は、市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人が法第321条の8第22項の規定による申告書を提出した場合又は法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正（法第321条の14の規定による修正に基づくものに限る。）を受けた場合において、当該申告書又は更正に係る市民税の額が政令で定める額に満たないときは、これらの税額につき、偽りその他不正の行為により市民税を免れた場合その他政令で定める場合を除き、当該申告書を提出した日後又は当該更正に係る納期限後最初に到来する市民税（この条の規定によつてその徴収を猶予されるものを除く。）に係る納付に関する期限まで、その徴収を猶予するものとする。

2 略

(納期限後に納付する税金又は納入する納入金に係る延滞金)

第13条 市税の納税者又は特別徴収義務者は、納期限（第30条第1項の申告書（法第321条の8第22項の規定による申告書に限る。）に係る税金を納付するときは、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限とする。納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入するときは、当該税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は

(第8条による改正案)

第321条

の8第34項

第321条

の8第34項

法第321条の8第1項、第2項又は第31項

納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。ただし、次の各号に掲げる税額又は納入金額の区分に応じ、当該各号に定める日又は期限までの期間については、年7.3パーセントとする。

(1)～(3) 略

(4) 第30条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

第321条の8

第1項、第2項又は第31項

(5) 第30条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項に規定する申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第321条の8第

34項及び第35項

(6) 略

2 略

3 第1項の場合において、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）又は法人課税信託の引き受けを行うもの（以下この項及び第26条第1項において「法人でない収益事業等を行う社団等」という。）が第30条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に第30条第1項の申告書（法第321条の8第22項の規定に

第321条の8第1項、第2項又

は第31項

第321条の8第34項

よる申告書に限る。)を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人及び法人でない収益事業等を行う社団等が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4, 5 略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第13条の2 略

2, 3 略

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この節において同じ。)がある連結子法人(同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この節において同じ。)(連結申告法人(同条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。))に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この節において同じ。)に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割

第321条の8第

35項

額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度（法人税法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下この節において同じ。）に該当する期間に限る。以下この節において同じ。）の末日の翌日以後2月を経過した日から法人税法第81条の24第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第30条の4第3項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、法第321条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第327条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第13条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、法第326条第3項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人が第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市町村民税その他

政令で定める市町村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が次条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から次条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

7 前条第2項の規定は、第1項及び第4項の年当たりの割合について準用する。

（市民税に関する用語の意義）

第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)、(2) 略

(3) 法人税割 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める市民税をいう。

ア 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。） 法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として課する市民税

イ 略

(4) 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

ア 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で、法人税法第68条（租税特別措置法第3条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、

4 _____

この項及び第30条 _____

第9条の2第4項，第9条の3の2第7項，第41条の9第4項，第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。），第69条（租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。），第69条の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項，第9条の6第4項，第9条の6の2第4項，第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4，第42条の10（第1項，第3項，第4項及び第7項を除く。），第42条の11（第1項，第3項から第5項まで及び第8項を除く。），第42条の11の2（第1項，第3項，第4項及び第7項を除く。），第42条の11の3（第1項，第3項，第4項及び第7項を除く。），第42条の12，第42条の12の2，第42条の12の5，第42条の12の5の2（第1項，第3項，第4項及び第7項を除く。），第66条の7（第3項，第7項及び第11項から第14項までを除く。）及び第66条の9の3（第3項，第6項及び第10項から第13項までを除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい，法人税に係る延滞税，利子税，過少申告加算税，無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

イ 略

(4の2) 個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に定める額をいう。

第2項，第6項

及び第10項から第13項

第2項，第5項

及び第9項から第12項

ア 個別帰属特別控除取戻税額等がない場合

であつて調整前個別帰属法人税額が零以上
であるとき、又は個別帰属特別控除取戻税
額等がある場合であつて調整前個別帰属法
人税額が個別帰属特別控除取戻税額等以上
であるとき 調整前個別帰属法人税額

イ 個別帰属特別控除取戻税額等がない場合

であつて調整前個別帰属法人税額が零を下
回るとき 零

ウ 個別帰属特別控除取戻税額等がある場合

であつて調整前個別帰属法人税額が個別帰
属特別控除取戻税額等を下回るとき 個別
帰属特別控除取戻税額等

(4の3) 調整前個別帰属法人税額 次に掲げ

る区分に応じ、それぞれ次に定める額をい
う。

ア 連結法人（法人税法第2条第12号の7の

2に規定する連結法人をいう。以下この節
において同じ。）の同法第81条の18第1項
の規定により計算される法人税の負担額と
して帰せられる金額があるとき 当該法人
税の負担額として帰せられる金額に同項第
2号から第5号までに掲げる金額並びに租
税特別措置法第68条の9、第68条の14から
第68条の15の3まで、第68条の15の6、第
68条の15の6の2、第68条の91（第10項か
ら第13項までを除く。）及び第68条の93の
3（第10項から第13項までを除く。）の規
定により控除された金額のうち当該連結法
人に係る金額に相当する金額の合計額を加
算した額

イ 連結法人の法人税法第81条の18第1項の

規定により計算される法人税の減少額とし

て帰せられる金額があるとき 当該法人税の減少額として帰せられる金額を同項第2号から第5号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第68条の9、第68条の14から第68条の15の3まで、第68条の15の6、第68条の15の6の2、第68条の91（第10項から第13項までを除く。）及び第68条の93の3（第10項から第13項までを除く。）の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

(4の4) 個別帰属特別控除取戻税額等 租税特別措置法第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15の4第5項又は第68条の15の5第5項の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額その他政令で定める金額の合計額をいう。

(4の5) 資本金等の額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

ア 法第321条の8第1項の規定により申告納付する法人（イ及びオに掲げる法人を除く。） 同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額と、当該算定期間の初日前に終了した各事業年度又は各連結事業年度（ア及びイにおいて「過去事業年度等」という。）の（ア）に掲げる金額の合計額から過去事業年度等の（イ）及び（ウ）に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該算定期間中の（ア）に掲げる金額を加算し、これから当該算定期間中の（ウ）に掲げる金額を減算した金額との合計額

(4の2)

過去事業年度

ウ

過去事業年度

(ア) ～ (ウ) 略

イ 法第321条の8第1項の規定により申告納付する法人のうち法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるもの(オに掲げる法人を除く。) 政令で定める日現在における同法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額と、過去事業年度等のア(ア)に掲げる金額の合計額から過去事業年度等のア(イ)及びア(ウ)に掲げる金額の合計額を控除した金額との合計額

ウ 法第321条の8第2項の規定により申告納付する法人又は同条第3項の規定により納付する法人(オに掲げる法人を除く。) 政令で定める日現在における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額と、第321条の8第2項に規定する連結事業年度開始の日前に終了した各事業年度又は各連結事業年度(ウにおいて「過去事業年度等」という。)のア(ア)に掲げる金額の合計額から過去事業年度等のア(イ)及びア(ウ)に掲げる金額の合計額を控除した金額との合計額

エ 法第321条の8第4項の規定により申告納付する法人(オに掲げる法人を除く。) 同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金

)若しくは

ウに掲げる法人を除く。)又は法第321条の8第2項の規定により申告納付する法人(ウ _____
_____ 過去事業年度
_____ 過去事業年度

等の額と、当該算定期間の初日前に終了し
た各事業年度又は各連結事業年度（エにお
いて「過去事業年度等」という。）のア
（ア）に掲げる金額の合計額から過去事業
年度等のア（イ）及びア（ウ）に掲げる金額
の合計額を控除した金額に、当該算定期間
中のア（ア）に掲げる金額を加算し、これ
から当該算定期間中のア（ウ）に掲げる金
額を減算した金額との合計額

オ 略

(5)～(15) 略

2～4 略

(市民税の納税義務者)

第19条 略

2～5 略

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下市民税について「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節及び法第3章第1節（法第321条の8第42項から第45項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

7～12 略

(給与支払報告書等の提出義務)

第26条 略

2～8 略

9 第5項（第1号に係る部分に限る。）又は第6項（第1号に係る部分に限る。）の規定により行われた記載事項の提供は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第28条の2第10項及び第30条第9項に

ウ

第321条の8第52項から第68項

第30条第8項

において同じ。)に備えられたファイルへの記録がされた時に第5項又は第6項に規定する市長に到達したものとみなす。

(法人の市民税の税率)

第29条 略

2 略

3 法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。

(1) 略

(2) 第30条第1項の規定(法第321条の8第2項又は同条第3項に規定する場合に限る。)により申告納付又は納付をする法人 これら の法人の同条第2項に規定する連結事業年度開始の日から6月の期間の末日

(3) 第30条第1項の規定(法第321条の8第4項に規定する場合に限る。)により申告納付する法人 当該法人の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日

(4) 略

4 第1項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、前項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

5 第1項の場合において、第3項第1号から第3号までに掲げる法人の従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日現在における従

_____ 当該法
_____ 人の法第321条の8第2項

(3)

_____ 若しくは同項第2号の期間又は同項第
3号

_____ 第3項第1号及び
第2号

業者数の合計数による。

6, 7 略

8 第3項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第3項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

（中小法人に対する不均一課税）

第29条の2 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である法人若しくは資本金若しくは出資金を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,600万円以下であるものに対する当該事業年度分の法人税割額は、前条第2項の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に8.4分の2.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるかどうか又は資本金若しくは出資金を有しないかどうかの判定は、法第321条の8第1項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在による。

3 市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人に対して第1項の規定を適用す

第321条の8第1項

る場合における法人税額又は個別帰属法人税額は、第31条第1項の規定により関係市町村に分割される前の額による。

- 4 法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年1,600万円」とあるのは、「1,600万円に当該法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは、1月とし、1月に満たない端数が生じたときは、その端数を1月とする。

5 略

(法人の市民税の申告納付)

第30条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第7項及び第8項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく、市長に提出し、及びその申告した税額又は同条第1項後段及び第3項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税額を総務省令で定める様式による納付書によつて納付しなければならない。

- 2 内国法人が、各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合においては、法第321条の

_____ 月数

_____ 第31項、
第34項及び第35項

第6項、第7項及び第9項

第31項及び
第35項

同条第34項

第2項後段

_____ 第10項

_____ 第66条の7第4項及び

第321条の8第

8第24項に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合においては、法第321条の8第25項に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は県民税若しくは市民税の法人税割に相当する税（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。）を課された場合においては、法第321条の8第26項に規定するところにより控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から控除するものとする。

5 略

6 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）については、同項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割

36項

第66条の9の3第3項

及び第9項

第321条の8第37項

第321条の8第38項

額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の2又は法第20条の5の2第2項の規定を適用することができる。

7 法第321条の8第43項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第9項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行われなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる。

8 略

9 第7項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

10 第7項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる認められる場合において、同項の規定を適用しない

6 第321条の8第53項

第8項

7

8 第6項

9 第6項

で納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第7項の内国法人が、同条第1項若しくは同法第81条の24の3第1項の承認を受け、又は同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。第17項において同じ。）の却下の処分を受けていない旨を記載した総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が同法第75条の4第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う第7項の申告についても、同様とする。

11, 12 略

13 第11項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第10項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は前項の却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第10項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それ

第75条の5

第2項の規定により同項

第6項

同条第3項

同条第1項

第6項

10, 11

12 第10項

第9項前段

第9項前段

ぞれみなす。

14 市長は、第10項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難でなくなったと認める場合には、同項前段の承認を取り消すことができる。

15 第10項の規定の適用を受けている内国法人は、第7項の申告につき第10項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第10項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第10項前段の期間内に行う第7項の申告については、第10項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第10項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第10項後段の期間内に行う第7項の申告については、第10項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

（更正の請求の特例）

第30条の2 前条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第22項の規定による申告書に限る。）を提出した法人は、当該

13 第9項前段

14 第9項
第6項 第9項

15 第9項前段
第9項前段 第6項
第9項前段

16 第9項後段
第14項
第75条の5第3項 _____

後段 第9項
第6項
第9項後段

又は第34項

ころと異なることを発見したときは、これを更正する。

4 市長は、第3項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

5 法第321条の8第20項の規定は、第1項から第3項までの規定によつて更正し、又は決定した市民税額が、当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る市民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市民税の徴収猶予)

第30条の3の2 市長は、法人が法人税法第139条第1項に規定する租税条約（以下この項及び次条第1項において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第66条の4第1項、第66条の4の3第1項又は第67条の18第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この項及び次条第1項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び次条第1項において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第27項第1号（同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互

前3項 より
には

第321条の8第32項
より

協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)に基づいて第30条第1項に規定する法第321条の8第23項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて市長が前条第1項若しくは第2項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第30条第1項に規定する法第321条の8第23項又は第30条の2に規定する法第321条の12第1項の規定による納付すべき日又は納期限(当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法(昭和37年法律第66号)第26条の規定による更正に係る法人税額に基づいて市長が前条第1項又は第3項の規定により更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日)の翌日から1月を経過する日までの期間(第5項において「徴収の猶予期間」という。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税割額以外の市税の滞納がある場合は、この限りでない。

2～5 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市民税の徴収猶予)

第30条の3の3 市長は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第68条の88第1項又は第68条の107の2第1項の規定の

第321条の8第35項

第321条の8第35項 第30条の4

徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時に於いて当該法人税割額以外の市税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が100万円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第10条第1項から第3項まで並びに法第15条の2の2、法第15条の2の3及び法第18条の2第4項の規定は徴収の猶予について、第10条第4項並びに法第11条、法第16条第2項及び第3項、法第16条の5第1項及び第2項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第15条の3第2項及び第3項の規定を準用する。

(1) 第1項の申立てを取り下げたとき又は当該申立てが取り下げられたとき。

(2) 第8条第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

(3) 前項において準用する法第16条第3項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確

4 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条 略

2 当分の間、第13条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年平均貸付割合に年0.5パーセントの割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

3, 4 略

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第3条の2 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第13条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第13条の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超

えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第13条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日又は政令第6条の18第2項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。

(法人の市民税の特定寄附金税額控除)

第7条 法附則第8条の2の2第7項又は第9項の適用を受ける法人の市民税に係る法人税割額からの控除については、同条第7項から第12項までの規定に定めるところによる。

附則第8条の2の2第4項

同条第4項から第6項

(参考 9)

神戸市市税条例 ぬきがき

(____ は、改正部分を示す。)

(第9条による改正前)

(所得控除)

第20条の3 所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

(1)～(10)の2) 略

(11) 控除対象扶養親族(扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいう。以下この款及び第33条において同じ。)を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき33万円(その者が特定扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう。第8項及び第22条において同じ。)である場合には45万円、その者が老人扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。第4項及び第8項並びに第22条において同じ。)である場合には38万円)

(第9条による改正案)

次に

掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める

ア 所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者 年齢16歳以上の者

イ 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者 年齢16歳以上30歳未満の者及び年齢70歳以上の者並びに年齢30歳以上70歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

(イ) 留学により法の施行地に住所及び居所を有しなくなつた者

(ロ) 障害者

(ハ) 本市の市民税の納税義務者から前

2～12 略

年において生活費又は教育費に充て
るための支払を38万円以上受けてい
る者

(参考 10)

神戸市市税条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(第10条による改正前)

(第10条による改正案)

(市民税の納税義務者)

第19条 略

2～9 略

10 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この節において「公益法人等」という。）のうち法第296条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び第6項の規定により法人とみなされるものは、法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）については、第8項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所所在の区の区域ごとに納税義務があるものとする。

11, 12 略

、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合

(参考 11)

神戸市市税条例等の一部を改正する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第4条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第25条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 当該申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

略

又はひとり親
